

## 第23期佐世保市農業委員会第24回総会議事録

1 開催日時 令和元年5月27日(月) 13時30分から15時30分

2 開催場所 すこやかプラザ 8階講堂

3 出席農業委員(18名)

委員 1番	有馬 秀志	委員 11番	近藤 誠
委員 2番	川上 宗康	委員 12番	富川 利光
委員 3番	阿波 茂敏	委員 13番	水口 一男
委員 4番	長谷川 清美	委員 14番	田中 広昭
委員 6番	浦 清一	委員 15番	西尾 政喜
委員 7番	川口 勇二	委員 16番	赤木 行秀
委員 8番	小川 徳衛	委員 17番	松永 信義(副会長)
委員 9番	井手 源一郎	委員 18番	内野 正実
委員 10番	辻 茂樹	委員 19番	大宅 和子

4 欠席農業委員(1名)

5番 八並 秀敏(会長)

5 出席推進委員(17名)

針尾地区	原 和文	皆瀬地区	山口 良行
江上地区	北村 憲治	中里地区	永田 富士夫
宮地区	坂口 要	吉井地区	近藤 博
三川内地区	中里 政義	世知原地区	岩佐 孝
早岐地区	久野 利幸	小佐々地区	松田 眞
日宇地区	磯本 安男	宇久地区	菅 徳雄
佐世保地区	松永 豊吉	江迎地区	小川 憲人
柚木地区	宮崎 敦	鹿町地区	山口 英男
大野地区	牟田 昇		

6 欠席推進委員(1名)

相浦、九十九地区 伊賀崎 典正

7 農業委員会事務局職員

事務局局長 中里 忠義

事務局次長 溝上 順

事務局係長 菊永 朋美  
事務局係長 天羽 孝太郎  
事務局主査 博多屋 孝昭  
事務局主査 藤 和弘  
事務局主査 岩佐 隆志  
事務局主事 小宗 翔太

## 8 議事日程

議事録署名委員の指名

第239号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
第240号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
第241号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請(一時転用)について  
第242号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農地転用との調整等について  
第243号議案 農地改良届について  
第244号議案 非農地証明願について  
第245号議案 非農地通知の取り消しについて  
第246号議案 非農地通知について  
第247号議案 農地法第3条の規定による許可申請について  
第248号議案 農用地利用集積計画(案)について  
第249号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について  
第250号議案 農用地利用配分計画(案)について  
第251号議案 農地法第18条第1項許可申請に係る農業委員会意見書(案)について

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について  
報告2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について  
報告3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について

## 9 会議の概要

副会長 皆さま、こんにちは。佐世保市農業委員会第24回総会を開会いたします。  
本日は八並会長が全国農業委員会会長大会に出席により不在ですので、私が代理を務めさせていただきます。  
さて、このごろは雨が降らない日が続いて皆さんも大変お困りのことと思いますが、今日もパラパラとただけでまとまった雨は期待できないようです。  
干上がってひび割れしている水田も見受けられるようですが、ミカンへの影響はどうでしょうか。  
そのようなことで、一雨降ることを期待しながら、本日の総会を進めていきたいと思っております。皆さまご審議よろしくお願いたします。

それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日は、5番八並委員から欠席の届けが出ておりますが、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員数が過半数を超えておりますので、本総会が成立していることをご報告いたします。なお、委員定数には関係ございませんが、相浦、九十九地区の伊賀崎委員も欠席となっております。以上です。

副会長 ありがとうございます。それでは、③議事録署名人については、14番 田中広昭委員、15番 西尾政喜委員、補充として16番 赤木行秀委員にお願いいたします。それでは早速、2の議事に入らせていただきます。

議長 それでは議事に入ります。第239号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、第239号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明します。

1番、中里地区。申請者は記載のとおりです。申請地所在は、中里町の4筆。地目は、登記田、現況休耕地です。面積は4筆合計510㎡。転用目的は道路で、施設は耕作用道路。耕作者はなし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは、あたご荘バス停近くの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高1.45m。法面保護する。日照通風は、構造物は一切建築しないので被害の恐れはない。排水計画は、雨水は水路放流、汚水・生活雑排水は生じない。土地利用計画平面図添付。造成計画縦横断面図添付。預貯金残高証明書添付。都市計画法関係は許可不要です。

2番、鹿町地区。申請者は記載のとおりです。申請地所在は、鹿町町深江の1筆の一部。地目は、登記畑、現況宅地です。

こちらにつきましては前回総会において違反用事案として報告させていただいた案件になります。

県へ違反転用連絡票を送付しておりましたが、5月8日付で追認許可相当と判断がありましたことから今回顛末書を添付して申請されております。

面積は570㎡。転用目的は、住宅で、施設は農家住宅1棟、木造二階建、建築面積210㎡。耕作者はなし。農地区分は、農振内白地でMR江迎鹿町駅からおおむね300m以内の第3種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは、深江地区公民館より北西に約50mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。昭和33年の事業完了以降現在まで土砂流出等の被害は生じておらず、新たな施工もないことから、被害が生じる恐れはない。日照通風、近隣は宅地及び自己所有の農地であり、他の農地へ被害が生じる恐れはない。排水計画は、雨水は水路放流、汚水はくみ取り、生活雑排水は道路側溝。土地利用計画平面図添付。資金証明書に係る理由書添付。顛末書添付。都市計画法関係は非線引き都市計画区域です。

以上2件です。ご審議よろしくお願いいたします。

なお、2番につきましては、大宅委員が申請代理人となられていますので、大宅委員には一時退席していただいた上で、先にご審議していただけたらと考えております。よろしくお願いいたします。

議 長 2番の案件については大宅委員が代理申請されておりますので、先に審議したいと思います。大宅委員は一時退席をお願いします。

～大宅委員退席～

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。2番、鹿町地区。

1 8 番 18番内野です。2番の案件は、事務局から説明があったとおりでございます。4月18日に現地にて関係者に事情聴取を行い、先月、違反転用の報告をさせていただいたものです。

現地には住宅が建っており、まわりも宅地化している状況でして、農地への影響もありませんので、県の判断のとおり、認めざるを得ないと思います。以上です。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

山口委員 鹿町地区推進委員の山口です。内野委員が言われたとおり、認めざるを得ない事案と思います。以上です。

議 長 この件について、質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、2番の案件につきましては、許可相当として県に進達いたします。大宅委員につきましては入室し、着席してください。

～大宅委員着席～

議 長 それでは、2番を除く案件につきまして、地区担当委員の調査結果をお願いします。1番、中里地区。

1 1 番 11番近藤です。1番の案件は、5月26日に永田推進委員と一緒に現地を見てまいりました。隣接地が建売住宅として開発されるにあたりまして、車両が進入できない奥の農地のために、里道を利用して耕作用道路を作るということでございますので、特に問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

永田委員 中里地区推進委員の永田です。近藤委員が言われたとおり問題ないと思います。以上です。

議長 この件について、質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。それでは第239号議案については許可相当として県に進達いたします。次に、第240号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、第240号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番、相浦・九十九町区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、母ヶ浦町の2筆。地目は、登記田・畑、現況休耕地です。面積は2筆合計170㎡。転用目的は住宅建築。権利は使用貸借権設定です。施設は住宅1棟、木造2階建、延床面積122.61㎡です。耕作者はなし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは、佐世保市消防団母ヶ浦分駐所より北西に約60mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、切土最高0.92m。擁壁を設ける。日照通風、宅地及び市道に囲まれ付近に農地は無く被害の恐れはない。排水計画は、雨水は水路放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。土地利用計画平面図添付、建物平面図・立面図添付。融資予定証明書添付。都市計画法許可申請受付書添付としておりますが、5月23日付けで許可となっております。都市計画法関係は分家住宅です。

2番、世知原地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、世知原町栗迎の1筆。地目は、登記畑、現況は休耕地、面積は168㎡。転用目的は駐車場。権利は所有権移転売買です。施設は露天駐車場3台です。耕作者はなし。農地区分につきましては、農振外で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは松浦病院前バス停より北に約250mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみ行う。日照通風、構造物を造らず、近傍に農地が無いため被害の恐れがない。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。土地利用計画平面図、駐車場利用計画書添付。預貯金残高証明書添付。都市計画法関係は都市計画区域外です。

3番、小佐々地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、小佐々町黒石の1筆。地目は、登記田、現況休耕地です。面積は1,458㎡。転用目的は、共同住宅。権利は所有権移転売買です。施設は共同住宅3棟、木造2階建、延床面積710.49㎡です。耕作者なし。農地区分は、農振外で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項

としまして、こちらは、黒石地区公民館より南東に約50mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高1.5m。擁壁を設ける。日照通風は、建物高を加減8m程度。排水計画は、雨水は溜柵から水路放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽から水路。一般事業計画書添付。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。駐車場利用計画書添付。預貯金残高証明書添付。都市計画法関係は都市計画区域外です。

4番、江迎地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、江迎町赤坂の1筆。地目は、登記畑、現況は休耕地、面積は367㎡。転用目的は住宅です。権利は所有権移転贈与。施設は住宅1棟、木造平屋建、延床面積55.95㎡です。耕作者はなし。農地区分につきましては、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは北松中央病院前バス停近くの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、切土最高0.6m。日照通風、建物高を加減5.03m。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は下水道。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。預貯金残高証明書添付。都市計画法関係は非線引き都市計画区域です。

以上4件です。ご審議よろしくお願いいいたします。

議長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、相浦・九十九地区。

1 2 番 12番富川です。5月24日に伊賀崎推進委員と現地を確認してまいりました。貸渡人とお会いしまして話を聞いてまいりましたが、息子さんが実家近くに住宅を建てるということでありまして、周りに他の農地はありませんし、特に問題ないと見てまいりました。以上です。

議長 次に、2番、世知原地区。

1 4 番 14番田中です。5月26日に岩佐推進委員と現地を確認してきました。裏手は河川で、近くに農地もない場所ですので、問題はないかと思えます。以上です。

議長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

岩佐委員 世知原地区推進委員の岩佐です。田中委員が説明されたとおりで、現状は住宅隣りに位置する休耕地で、隣接して耕作農地もなく、問題ないと思えます。以上です。

議長 次に、3番、小佐々地区。

1 6 番 16番赤木です。5月22日に松田推進委員と現地を確認いたしました。被害防除計画どおりにしていただければ問題はないかと思えます。以上です。

議長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

松田委員 小佐々地区推進委員の松田です。赤木委員が説明されたとおり問題ないと思えます。

- 議 長 次に、4番江迎地区ですので、私から調査結果を報告します。  
5月22日に小川推進委員と現地を確認いたしました。  
現在休耕地ですが、周囲が老人ホームや住宅などで、耕作が難しい場所です、やむを得ないと見てきました。以上です。
- 議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。
- 小川委員 江迎地区推進委員の小川です。松永委員が言われたとおりです、何ら問題ないと思います。以上です。
- 議 長 それでは、以上の件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。
- 委 員 (なし)
- 議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。
- 農業委員 (挙手多数)
- 議 長 ありがとうございます。それでは第240号議案については承認されましたので、県に進達いたします。次に、第241号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請(一時転用)について、事務局より説明をお願いいたします。
- 事 務 局 はい。第241号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請(一時転用)について、ご説明します。  
1番、吉井地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在、吉井町上吉田の4筆。地目は、登記田、現況休耕。面積は4筆合計866㎡。転用目的は土捨場、建設廃土による農地嵩上げ。権利は、賃借権設定、3年間です。施設は、土捨場。併用地あり。敷地全体面積は2,962㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内農用地。参考事項としまして、こちらは、上吉田配水池より南東に約250mの位置にあります。被害防除計画の内容としましては、造成計画は盛土最高4.63m。種子吹付により法面保護を行う。日照通風は隣接農地への通路を確保する。隣接農地よりも盛土の高さを上げないため影響はない。排水計画、雨水は溜樹。一般事業計画書添付。計画平面図・縦横断面図添付。農地復元計画書添付。残高証明書添付。法人登記簿、定款添付。佐世保市長の意見書添付。こちらは、農用地における一時転用について、佐世保市長に対し意見照会をしたものの回答になります。意見の内容としましては、「復元計画に基づき、農地へ復元するのであれば、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れはないと判断する」となっています。農地復元計画書の内容としましては、表土を仮置き場より運搬し、農地として整備を行う。  
以上、1件です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、吉井地区。

1 3 番 13番水口です。5月25日に近藤推進委員と現地を確認いたしました。

現地は周辺が山に囲まれておりまして、5、6年前から水田としては耕作されていません。全体で1ヘクタール程度ほどあるのではないかと思います、大半が荒地となっている状況です。

数年前から建設廃土による農地の嵩上げ、一時転用がされていますが、一枚30アール程度の広い新しい圃場ができておりまして、今回、再度申請がされたところです。

過去の埋立て状況等も私の方で見守っているところでございますけれども、良好に圃場が仕上がっている状況です。

今回の申請につきましても、これまで荒れていた農地が立派な農地として復元されるものと判断しましたので、何ら問題はないかと思います。以上です。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

近藤委員 吉井地区推進委員の近藤です。さきほど水口委員が説明されたとおりであります。何ら問題ないと確認してきました。以上です。

議 長 それでは、以上の件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

1 9 番 19番の大宅です。計画について事務局にお尋ねします。

農地の一部ということで記載されていますが、嵩上げは一部しかしないということになりますか。計画内容を詳しく教えてください。

事 務 局 農地は一部ということですが、併用地がありましてそれらを含めまして、計画の全体面積は2,962㎡となっており、この範囲を施工するという計画です。以上です。

1 9 番 農地は一部しか埋めないという計画ですね。

議 長 ほかに、ご質問はございませんか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第241号議案については承認されましたので、許可相当として県に進達いたします。次に、第242号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農地



転用との調整等について、事務局より説明をお願いします。

事務局 第242号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農地転用との調整等について、通常案件について、ご説明いたします。

1番早岐地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、重尾町の6筆。地目は、台帳山林及び原野、現況山林及び原野。面積は、6筆合計11,020㎡です。転用目的は、太陽光発電所。耕作者はなし。農地区分は、現在農用地の樹園地となっていますが、除外後は登記地目及び現況は農地以外でございすが第2種農地に区分されるかと思ひます。こちらは、重尾町公民館分館付近に位置し、太陽光発電所の建設のための農用地区域からの除外案件です。

2番相浦・九十九地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、小野町の1筆。地目は、台帳田、現況田。面積は1,298㎡。転用目的は、駐車場用地。耕作者あり。農地区分は、現在農用地の田ですが、除外後は第2種農地に該当します。こちらは、熊野神社付近に位置し、駐車場の建設のための農用地区域からの除外案件です。

3番世知原地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、世知原町長田代町の5筆。地目は、台帳畑、現況畑及び休耕地。面積は5筆合計4,028㎡です。転用目的は、太陽光発電所。耕作者あり。農地区分は、現在農用地の樹園地ですが、除外後は第2種農地に該当します。こちらは、江里峠付近に位置し、太陽光発電所の建設のための農用地区域からの除外案件です。

4番鹿町地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、鹿町町鹿町の1筆。地目は、台帳畑、現況休耕地。面積は1,242㎡です。転用目的は、太陽光パネル設置。耕作者なし。農地区分は、現在農用地の畑ですが、除外後は第2種農地に該当します。こちらは、北部浄水場付近に位置し、太陽光発電所の建設のための農用地区域からの除外案件です。

5番鹿町地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、鹿町町下歌ヶ浦の1筆。地目は、台帳畑、現況休耕地。面積は1,241㎡です。転用目的は、太陽光パネル設置。耕作者なし。農地区分は、現在農用地の畑ですが、除外後は第2種農地に該当します。こちらは、市役所鹿町支所付近に位置し、太陽光発電所の建設のための農用地区域からの除外案件です。

6番鹿町地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、鹿町町船ノ村の1筆。地目は、台帳畑、現況休耕地。面積は1,076㎡です。転用目的は、太陽光パネル設置。耕作者なし。農地区分は、現在農用地の畑ですが、除外後は第2種農地に該当します。こちらは、船ノ村公民館付近に位置し、太陽光発電所の建設のための農用地区域からの除外案件です。

以上6件は、農用地区域の除外等の申出に関し、佐世保市長(担当課:農業畜産課)より農業委員会に意見照会がなされたものです。総会での審議結果を農業委員会の意見として、農業畜産課に回答します。

ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 はい、それでは地区担当委員からの調査結果報告ですが、1番、早岐地区の案件について、

八並委員が欠席のため地区担当の推進委員から調査結果をお願いいたします。

久野委員 早岐地区の久野です。5月24日に八並会長と現地を確認し、何ら問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 はい、それでは、次に、2番、相浦・九十九地区。

1 2 番 12番、富川です。5月24日に伊賀崎推進委員と現地を見てきました。  
近隣の方にも会って話をしてきましたが、譲渡人の方は高齢で別の方が管理されており、その管理されている方も同じく高齢ということです。  
今後管理を続けるのは困難だということに今回の事業の相談があったということで、被害防除計画を守っていただければ問題ないと思います。以上です。

議 長 はい、地区担当の推進委員は欠席ですので、次に、3番、世知原地区。

1 4 番 14番田中です。5月26日に岩佐推進委員と現地を見てきました。  
旧佐世保市と世知原町の境の江里峠にある山に囲まれた茶園ですが、所有者がお茶と飼料作物を作っておられまして、お茶の価格もなかなか上がらない状況から、太陽光発電に踏み切ったということです。  
造成等行わずに施工できるということですので、周りに民家もありませんので問題はないかと思えます。以上です。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

岩佐委員 世知原地区推進委員の岩佐です。田中委員が説明されたとおりで、周りに民家もなく、他の田、畑もなく問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 次に、4番、5番、6番、鹿町地区。

1 8 番 18番、内野です。5月23日に山口推進委員と現地調査を行いました。  
4番ですが、お父さんが亡くなられて所有者本人は嬉野に住んでいて、耕作できないということですので、やむを得ないと見てまいりました。  
5番ですが、ご主人が亡くなられて耕作者がいないということで休耕地になっている状況でして、こちらもやむを得ないと思えます。  
6番につきましては、息子さんはいらっしゃるようですが農業を引き継ぐ見込みはないそうでして、農業もいつまで続けられるかわからないということをおられましたので、こちらもやむを得ないと見てまいりました。以上です。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

山口委員 鹿町地区推進委員の山口です。今回の3ヶ所はいずれも段々畑で新たな耕作者が見つかるような場所ではなく、やむを得ないと確認してまいりました。以上です。

議長 それでは、以上の件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

久野委員 早岐地区の久野です。1番、3番の転用目的は太陽光発電所となっておりますが、4番、5番、6番は太陽光パネル設置となっております。どのような違いがあるのでしょうか。

事務局 申請書に記載された申請目的をそのまま記載しており、表現に違いはありますが、内容は同じになります。

議長 ほかに、ご質問はありませんか。

1 番 1番、有馬です。3番の件ですが、耕作者があられてお茶を栽培されているところを太陽光発電に変えられるとのことですが、世知原茶はブランド化され好調かと思っておりましたが、現状等について教えていただければと思います。

1 4 番 14番、世知原地区の田中です。名前は有名になりましたが、現状は厳しく、近年のペットボトル飲料の普及で茶葉の需要は低迷しておりまして、生産から販売まで一貫して取り組む農家だけが経営が成り立っているような状況です。  
私も5反ほど栽培していましたが、3年前にやめました。  
今回の申請についても、所有者4人でよく話し合われた結果のようです。

議長 ほかに、ご質問はありませんか。

1 5 番 15番、西尾です。議案全般についてですが、転用目的についてはその施設の内容を詳しく記載するようになっておられると思いますが、今回は記載がありません。  
申出書には詳しい計画があるかと思いますが、どうなっていますか。

事務局 申出書には計画平面図や太陽光発電であればパネル枚数など、転用申請と同様な資料が添付されております。  
従前より施設の内容は記載しておりませんが、審議に必要ということであれば、次回から施設内容も記載したいと思います。

1 5 番 農振の計画変更申出に添付されている内容については、議案の中にちゃんと出して、審議する必要があると思います。  
先ごろの宇久地区での大規模な計画変更の申出については書類が揃っていないために審議できないとした経緯もあります。

農業委員会の姿勢としても、申出内容をよく審議すべきと思います。  
今後は、十分に気を付けて、記載するようにお願いしたいと思います。

議 長 事務局は今後、記載をするようにしてください。ほかに、ご質問はございませんか。

1 3 番 13番、水口です。5件が太陽光発電の案件ですが、土地賃借の場合、その賃借期間終了後の後処理について現時点でどの程度確実にされているのか、把握していれば教えてください。  
太陽光の発電設備は相当な構造物になると思いますが、期間満了後は事業者の責任で完全に撤去されるのか、地形の変更を伴う場合は原状回復などどのようになるのか判れば教えてください。

事 務 局 当事者間の賃借に係る契約内容等については把握しておりません。

1 5 番 15番、西尾です。農振除外や転用許可の後、期間終了後に放置されることがないのかという点については、宇久地区でも問題となっています。  
審議にあたっては、期間終了後のことについても確認することも必要ではないかというご意見かと思えます。

議 長 その点については地権者においても事業者側とちゃんと取り決めて、確認をされておくべきと思います。

1 3 番 13番、水口です。審議した農業委員会の責任問題を言っているのではないですが、地権者が賃借期間満了後のことをちゃんと承知した上で申請をされているのかも確認した上で審議できればと思っているところです。

議 長 太陽光発電事業での土地賃借料よりも固定資産税が増えて赤字になったという話も聞いたことがありますので、地権者にあつては条件などをよく確認した上で取り組んでもらいたいと思います。  
各地区の委員におかれましては、貸借条件をよく把握して取り組むよう、地権者に促してもらえればと思います。  
ほかに、ご質問はございませんか。

1 5 番 15番、西尾です。1番の案件ですが、台帳名義人が建設会社になっていますけども、いつ購入されているのかわかれば教えてください。  
転貸目的で取得したのであれば問題かと思えます。

事 務 局 平成30年5月に取得されています。  
なお、登記上の地目が農地から山林などに変わったのが平成6年となっておりますので、取得時点の地目は農地以外です。

1 5 番 議案には、農用地区域の樹園地で、除外後は第2種農地とありますので、現況は農地ということではないのですか。

事務局 自然荒廃で山林化して地目変更された時点で、農用地区域から除外しておくべきだったものかと思います。

登記上も現況も山林、原野ですので、農用地区域から除外がなされれば、農地転用申請は必要ない案件になります。

第2種農地という記載は適切でなかったと思います。

議長 ほかに、ご質問はございませんか。

委員 (なし)

議長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。それでは、第242号議案の審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課に回答いたします。

次に、第243号議案 農用改良届について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、第243号議案 農地改良届について、ご説明いたします。

1番、針尾地区。届出人は記載のとおりです。土地の所在は、針尾西町の3筆。地目は、登記田、現況休耕。農地面積は3筆合計2,731㎡で、施工面積も同じです。農地改良を必要とする理由としては、みかんの作付をするため階段状の水田を切盛土により一段の畑にする。参考事項としまして、こちらは、鯛の浦公民館より北に約350mの位置にあります。作付計画は、みかん。作付予定日は、令和2年3月20日。工事期間は、令和元年7月1日から令和元年9月20日。施工業者は記載のとおりで、土の採取場所は現地となっています。土の種類は、耕作土。埋立ての高さは、平均1.0mとなっております。土の量は560㎡、添付書類等は記載のとおりです。こちらは、農振内農用地です。

以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、針尾地区。

1 番 1番、有馬です。本件については4月頃から相談を受けていたものですが、5月24日に原推進委員と現地を確認してまいりました。

届出人からも話を聞きましたが、利用権設定して水稻を作っていたそうですが、水の関係でうまくいかないということで、みかん栽培に切り替えるということで一枚の樹園地にされるものです。

計画書どおり施工されれば何ら問題ないと思います。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

原 委 員 針尾地区の原です。現地は山の中の棚田で水があまり来ないところでした、みかん栽培が適当でないかと見てまいりました。問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。それでは、質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第243号議案の農地改良届を受理することといたします。次に、第244号議案 非農地証明願について、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 第244号議案 非農地証明願について、ご説明いたします。

1番、相浦・九十九地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、船越町の2筆。地目は、登記畑、現況宅地。面積は、2筆合計386㎡です。願出の理由としては、昭和19年頃から宅地として利用されている。現在、建物は残っていないが、佐世保市都市政策課の昭和39年10月測図に建物あり。ブロック塀は今も残っている。参考事項としまして、こちらは、動植物園前バス停より北東へ約200mの位置にあり、農振外で事由の②-1に該当します。

以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、相浦・九十九地区。

1 2 番 12番、富川です。5月24日に伊賀崎推進委員と現地を見してきました。動植物園の上の方に位置する車が入らない場所でした、特に問題もないと見てまいりました。以上です。

議 長 ありがとうございます。地区担当の推進委員は欠席ですので、この件について質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。それでは、第244号議案について、非農地証明書を交付することといたします。次に、第245号議案 非農地通知の取消について、事務局より説明をお願いします。

事務局 第245号議案 非農地通知の取消について説明いたします。

議案記載のとおり各農業委員会総会開催日において「非農地」と判断した土地について、申出等により現地再調査を行った結果、確認に誤りがあったことが判明し、「農地」に該当すると判断したため非農地通知を取り消すものです。

土地の所在、地目、面積等は記載のとおりです。

現地再調査日は、令和元年5月10日で、現況は山林のように見えますが櫛を耕作中でした。

取消にあたりましては、改めて、非農地通知の取消の通知を土地の所有者または、申出者に送ることになります。

議長 この件について質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。それでは、第245号議案について、非農地通知を取り消すことといたします。

次に、第246号議案 非農地通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局 第246号議案 非農地通知について説明いたします。

今回の非農地通知案件は、合計で253筆、面積112, 255.91㎡となっています。

これまでの利用状況調査の結果、B判定、山林または原野としていたものです。

本総会で承認していただいた分については、所有者に対し非農地通知書を発出し、併せて関係機関に非農地リストを提出いたします。

なお、24番が北村推進委員、44番から49番までが長谷川委員の関連案件となっております。

以上、ご審議よろしくをお願いします。

議長 この案件の21番については北村推進委員、44番から49番までについては長谷川委員の案件ですので、先に審議いたします。北村推進委員は一時退席願います。

～北村推進委員退席～

議 長 では、21番の案件につきまして、何かご質問はありませんか。

委 員 (なし)

議 長 採決に入ります。21番について、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。21番については、非農地通知を発出することといたします。北村推進委員は入室し、着席してください。

～北村推進委員着席～

議 長 つづきまして、44番から49番までの案件について審議いたしますので、長谷川委員は一時退席願います。

～長谷川委員退席～

議 長 では、44番から49番までの案件につきまして、何かご質問はありませんか。

委 員 (なし)

議 長 採決に入ります。44番、45番、46番、47番、48番、49番について、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。44番、45番、46番、47番、48番、49番については、非農地通知を発出することといたします。長谷川委員は入室し、着席してください。

～長谷川委員着席～

議 長 では、21番並びに44番から49番までを除く案件につきまして、何かご質問はありませんか。

1 5 番 15番、西尾です。201番の案件については現地調査の結果、A判定に該当すると見られましたので報告します。

議 長 ほかに何かございませぬか。



委員 (なし)

議長 では、採決に入ります。201番を除く案件について、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。それでは第246号議案については、201番を除いて非農地通知を发出することといたします。次に、第247号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 第247号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番江上地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地指方町1筆、地目は登記、田、現況、田。面積は合計1,576㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転売買、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、江上地区。

2番 2番川上です。5月22日に北村推進委員と現地確認を行いました。譲渡人の事情で話が進んだようでして、2か月続けての申請となります。売買価格が標準的な価格の半分程度となっておりますが、譲受人は立派に農業をされておりまして特に問題はありません。

議長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

北村委員 江上地区推進委員の北村です。いま、川上委員が言われたとおり、価格面が気になるころではありますが、譲渡人が農業を続けることができないという事情もあるようでして、その辺の事情も考慮して、やむを得ないと見てまいりました。

議長 ありがとうございます。それでは、質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。それでは第247号議案については、許可することといたします。次に、第248号議案 農用地利用集積計画(案)について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、第248号議案 農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。  
利用権の設定は、針尾地区2件、三川内地区2件、早岐地区1件、世知原地区1件の計6件です。  
解除条件付きの利用権の設定は、江迎地区1件、また、所有権の移転は、三川内地区1件、早岐地区1件の計2件、全体で9件の集積です。  
氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。  
なお、利用権設定の3番と4番につきましては、浦委員の案件になりますので、この件を先行した形で、ご審議よろしくお願いたします。

議長 利用権の設定の3番、4番地区につきましては、浦委員の案件ですので、先に審議いたします。浦委員は一時退席をお願いします。

～浦委員退席～

議長 それでは、利用権の設定の3番、4番について、質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 では、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 利用権の設定の4番、5番の案件につきましては、承認いたします。浦委員につきましては入室し、着席してください。

～浦委員着席～

議長 それ以外の案件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 では、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。第248号議案は、すべて承認されましたので、(案)を削除願います。  
次に、第249号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、第249号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る利用権設定につきまして、針尾地区1件、三川内地区2件、中里地区1件、吉井地区3件、世知原地区2件で、合計9件の申し出がありました。

氏名並びに権利の内容等は、記載のとおりです、ご審議よろしく願いいたします。

議長 この件について、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 では、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。第249号議案は、すべて承認されましたので、(案)を削除願います。

次に、第250号議案 農用地利用配分計画(案)について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、第250号議案 農用地利用配分計画(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る農用地利用配分につきまして、針尾地区1件、三川内地区3件、中里地区4件、吉井地区2件、世知原地区2件で、合計12件計画されています。

こちらは、佐世保市長より、農業委員会に対して、利用配分計画を受ける者が妥当であるかの意見照会がなされたもので、第249号議案で審議された農用地利用集積計画の公告が完了した後に、総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。

ご審議よろしく願いいたします。

議長 それでは、この件について、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 では、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。第250号議案について、すべて承認されましたので、審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。

次に、第251号議案 農地法第18条第1項許可申請に係る農業委員会意見書(案)について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 第251号議案 農地法第18条第1項許可申請に係る農業委員会意見書(案)についてご説明いたします。

申請内容については、上段の表に記載のとおりで農業委員会の意見を求めています。配付資料の意見書をご覧ください。意見はこの様式にて送付いたします。内容につきましては下段の表のとおりです。

この案件はご存じのとおり、農地又は採草放牧地の賃貸借者は、政令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けなければなりません。また、賃貸借の解除、解約、また合意解約をしてはならないとなっています。

その許可について、資料の18条第1項の意見書の中央にある表第18条第2項該当審査事項のいずれかに該当しなければなりません。

その該当審査事項の内容を説明します。第1号は賃借人、借りた人が信義に反した行為をした場合。

第2号は、農地又は採草放牧地以外のものにするを相当とする場合。第3号は記載のとおりですが、端的に申しますと賃借人の生計、経営能力を考慮した時、賃貸人の経営能力が優ると判断できると言うことです。第4号は、利用意向調査において耕作する意思がある旨の表明があった場合、その日から起算して6月を経過しても農業上の増進が図られていないと認められ中間管理機構への協議勧告を受けた場合。第5号は、賃借人が農業法人の所有者で農業法人でなくなった場合並びに賃借人の農業法人の構成員となっている場合法人としてなくなっているため、その後賃貸人が農作業に常時従事すると認められた場合と言うこととなります。以上の1号から5号は該当しません。最後の第6号が今回の審査事項に該当するかと思います。第6号は、その他の正当な理由がある場合となっており、議案のとおり、第18条第2項該当審査事項の申請書の申述する事実と申請書のとおり賃借人の死亡とその法定相続人の賃借権の放棄。下の、相手方の見解として、遠方のため賃借権を放棄する。さらに下の、農業委員会の事実確認と意見は、申請が事実と相違なし・解除やむなしとしています。意見決定の理由といたしましては、同じ内容になりますが、賃借人が死亡していること。その法定相続人が遠方のため賃借権を行使できず放棄したこと。許可の場合の条件は、許可条件なしとしています。以上のことから農業委員会の意見として許可、第6号該当、無条件許可として意見書に記載いたします。

以上説明になりますが、この案件は、本総会で承認していただきましたら農業委員会の意見として意見書を県に提出いたします。

以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議長 地区担当委員の調査結果報告をお願いします。1番、佐世保地区。

川口委員 7番の川口です。今、事務局が説明したとおりですが、借り手は平成29年の11月には再貸付契約の希望をしておりましたが、同年の12月に亡くなっておりまして、同居の家族もなく30年度末まで不耕作でした。借り手の法定相続人は弟のみであるようですが、遠方の山梨県に在住で引き継ぐ意思もなく平成30年3月31日付で賃借権の放棄をしています。申請地は、借り手の自

宅の横で、相続人の弟が整地し賃借前の状態になっています。以上のことから、解除することも致し方ないと思っておりますので、議案のと通りの意見書を提出してよいかと思っております。以上です。

議 長 地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

松永委員 推進委員の松永です。今、川口委員が申しあげたとおりです。問題はないと思います。

議 長 この案件につきまして、質問はありませんか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決いたします。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。第251号議案について、審議結果を農業委員会の意見として県へ回答いたします。次に、報告事項に移ります。

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告についてご説明いたします。

日宇地区2件、佐世保地区1件、柚木地区1件について、相続による農地の権利取得にかかる届出を受理しています。

以上、報告いたします。

議 長 報告2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告についてご説明いたします。

令和元年5月7日付け局長専決事項として、佐世保地区1件を受理しております。

以上、ご報告いたします。

議 長 報告3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告についてご説明いたします。

平成31年4月19日、25日、26日付並びに令和元年5月7日付け局長専決事項として、早岐地区2件、佐世保地区1件、大野地区2件、中里地区1件、相浦・九十九地区1件の計7件受理しております。

以上、ご報告いたします。

議 長 ありがとうございます。以上で報告案件が終わりましたので、その他に移ります。事務局、お願いします。

事 務 局 【「農業委員会の概要」の配付について】  
【令和元年度「平成31年度ながさき農業委員会1・1・1運動」における「各対策」及び「小委員会」について】

議 長 ありがとうございます。それでは、本日の総会を終了したいと思います。

副 会 長 本日は、長時間にわたり慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。これをもちまして、第24回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。